

練馬区立区民農園条例第 13 条第 4 号の基準

1 趣旨

この基準は、練馬区立区民農園条例（平成 13 年 3 月練馬区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 13 条に規定する禁止行為を明確にし、区民農園の管理維持に資することを目的とする。

2 条例第 13 条第 4 号に掲げる事由について

条例第 13 条第 4 号に掲げる、区民農園の管理上支障があると認められる行為とは、以下の事項とする。

- (1) 区が定めた農園の利用時間を超えて利用すること。
- (2) 自動車で来園し、農園の近隣に路上駐車すること。
- (3) ペットを農園内に連れ込むこと。
- (4) 利用期間前に耕作を始めること。
- (5) 農園内に農作業に供さない私物を持ち込み、個人ロッカー以外の場所への放置または区が使用の承認をしていない場所を占有すること。
- (6) 農園内に私的または不適切な掲示を行うこと。

なお、不適切な掲示については、特定の個人を識別することができる文言を含む。

- (7) 過度に飲酒をすること、過度に飲酒した状態で農園を利用することまたは飲酒を禁止した農園内で飲酒すること。
- (8) 雑草を繁茂させ、他の区画まで雑草を及ぼせること。
- (9) 除草剤を使用すること。
- (10) 農薬を農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）で定める事項に違反して使用すること。

なお、農薬取締法で定める事項については、同法第 12 条による農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）の第 1 条「農薬使用者の責務」および第 2 条「表示事項の遵守」に準拠する。

- (11) その他、区長が特に管理上支障があると認めること。

3 適用日

この基準は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。